

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 学校卒業見込者等募集を行う場合の青少年雇用情報の提供義務に係る修正

労働者の募集を行う者及び募集受託者による学校卒業見込者等に対する青少年雇用情報（青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項をいう。以下同じ。）の提供について、努力義務とし、学校卒業見込者等募集（学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集をいう。以下同じ。）に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めがあった場合に限り義務としているものを、当該場合に限ることなく、学校卒業見込者等募集を行う場合における義務とすること。

（青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条関係）

二 公共職業安定所等に学校卒業見込者等求人者の申込みを行う場合の青少年雇用情報の提供義務に係る修正

公共職業安定所又は職業紹介事業者に学校卒業見込者等求人（学校卒業見込者等であることを条件とした求人者をいう。以下同じ。）の申込みをした求人者による公共職業安定所又は職業紹介事業者に対する青少年雇用情報の提供について、努力義務とし、その申込みをした公共職業安定所又は職業紹介事業者等の

求めがあつた場合に限り義務としているものを、当該場合に限ることなく、学校卒業見込者等求人者の申込みを行う場合における義務とすること。
(青少年の雇用の促進等に関する法律第十四条関係)

三 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。